



**「さわやかサッカー教室」
受講者募集**

日時 7月24日(月)・27日(木)・31日(日)、8月2日(水)・4日(金) 午前9時30分～11時30分
※全5回。小雨決行。予備日8月8日(火)
場所 メイハスタジアム〔市民野球場〕(夏見)
メイハンフィールド〔市民陸上競技場〕(夏見)
講師 日本サッカー協会公認指導員
対象/定員 ▼幼児5・6歳男女/50人 ※親子で参加可
▼小学1～3年生男女/50人
▼小学4～6年生で初心者男女/20人
参加費 2,500円(全5回分。教室初日徴収。傷害保険代含む)
申込 7月1日(日)から20日(金)までに、HOS名張アリーナにある申込書に必要事項を記入し、同窓口へ
◎参加者の中から抽選で「FCくの一」のレプリカTシャツを25名様にプレゼント
☎ 名張市サッカー協会(吉岡) ☎ 090・3851・4392



**介護者サロン「さくら喫茶」
ぜひ、ご参加ください**

介護仲間と一緒に楽しい時間を過ごしましょう。
日時 毎月第3水曜日午後1時30分～3時30分
場所 福祉まちづくりセンター(イオン名張店)
内容 茶話会、小物作りなど
対象 市内在住で、介護をしている人など
◎申込不要。参加無料
☎ 名張市社会福祉協議会 ☎ 63・1111



**「みんなの介護教室」
参加者募集**

■ 今日からできるリハビリを始めませんか
自宅でできるリハビリの紹介や実際に運動器機を使った体験などを行います。
日時 7月9日(日) 午前10時～
場所 つつじが丘はなの里(つつじが丘北5)
◎参加無料。参加希望の人は、7日7日(金)までに電話で問い合わせ先へ
☎ はなの里 ☎ 66・1234
■ 自宅で安全に入浴するために
転倒事故や介護の負担などについて、ちょっとした工夫で安心で楽になることを実物大パネルの浴室で福祉用具を使って体験します。
日時 7月15日(土) 午後2時～
場所 憩いの里鴻之台ケアホーム(鴻之台1)
◎参加無料。参加希望の人は、7日12日(木)までに電話で問い合わせ先へ
☎ (株)ライフテクノ・サービス名張営業所 ☎ 48・6735



第19回つばさ手づくり市を開催

日時 7月13日(木) 午前10時30分～11時45分
場所 伊賀つばさ学園(美旗町南西原)
内容 高等部生徒が作業学習で育てた野菜や制作した作品の展示・販売(野菜、手芸作品、木工作品、リサイクル作品、陶芸作品など)
☎ 伊賀つばさ学園 ☎ 67・1108



**正しいトレーニングしませんか
ジムトレーニング講習会**

日時 7月1日・8日・15日、8月5日・19日・26日、9月9日・16日・30日、10月7日
全て土曜日 午後1時～2時(全10回)
場所 武道交流館いきいき(蔵持町里)
指導 松山 比香里さん
定員 6人 ※先着順。申込人数によっては開講を中止する場合があります。
持ち物 上履き・飲み物・タオル
参加費 10,000円(全10回)
※1回のスポット講習の場合は1,200円
申込 6月26日(日)以降に武道交流館いきいき備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて同窓口へ
☎ 武道交流館いきいき ☎ 62・4141



**耐震・バリアフリー改修などで
固定資産税を減額**

- ①耐震改修で、翌年度分が2分の1減額
【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】
要件 ▼昭和57年1月1日以前から存在する住宅
▼現行の耐震基準に適合するように改修された住宅
▼1戸あたりの耐震改修工事費が50万円以上
▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅
※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額
- ②バリアフリー改修で、翌年度分が3分の1減額
【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】
要件 ▼新築された日から10年以上経過した住宅
▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上
▼65歳以上の人、要介護認定・要支援認定を受けている人、障害のある人が居住
▼自己負担額が50万円以上
▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅
▼平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸を除く)
- ③省エネ改修で、翌年度分が3分の1減額
【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】
要件 ▼平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸を除く)
▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上
▼窓の断熱改修工事(必須)と、これに併せて床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事を行った住宅
▼自己負担額が50万円以上
▼平成30年3月31日までに改修工事が完了する住宅
※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額
※上記①～③について該当家屋が併用住宅である場合、その他条件がありますので詳しくは、問い合わせ先へ
- ④認定長期優良住宅で新築の場合、翌年度から5年間は、2分の1減額【新築工事の完了日から翌年の1月31日までに申請を】
要件 ▼長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による認定を受けて、平成30年3月31日までに新築工事が完了する住宅
☎ 課税室 ☎ 63・7437

**年金
通信**

国民年金保険料の免除・猶予制度

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定基準を下回る場合、申請により保険料が全額または一部免除・猶予されます。

免除の対象となる所得の目安

世帯構成	全額免除	4分の3免除 保険料:4,120円	半額免除 保険料:8,250円	4分の1免除 保険料:12,370円	納付猶予 50歳未満
3人扶養[夫婦・子2人]	162万円	230万円	282万円	335万円	162万円
1人扶養[夫婦のみ]	92万円	142万円	195万円	247万円	92万円
扶養なし[単身]	57万円	93万円	141万円	189万円	57万円

◎世帯の状況により異なりますので、あくまでも目安としてご参照ください。
◎申請時期により前々年の所得で審査を行う場合があります。
◎学生は「学生納付特例」の手続きをしてください。

●ただし、全額納付に比べ、将来の老齢基礎年金額が少なくなります

10年以内であれば、後から保険料を納めることができます(追納)。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に加算額

が上乗せされます。なお、一部免除後の保険料を支払わなかった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

●平成29年度(7月～平成30年6月分)の申請は、7月から市役所1階保険年金室で受付

平成28年度の免除承認通知(はがき)で継続申請が承認(期間延長承認など)されていれば、平成29年度の申請は不要です(8月中旬～10月頃に審査結果を送付)。

7月1日以降に申請が必要な人は、免除の更新を希望しなかった人や一部免除が承認されていた人、免除が却下された人です。

☎ 保険年金室 ☎ 63・7445

**年金
相談**

■ 産業振興センターアスピアの年金相談 ※相談の定員は各回50人程度です。
日時 7月11日(火)・25日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)
■ 津年金事務所での相談はご予約を! ☎ 津年金事務所 ☎ 059・228・9120